

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

吸収信託分割の許可

根拠条文	<p>公益信託ニ関スル法律第6条</p> <p>第6条 公益信託ニ付信託ノ変更（前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス</p> <p>信託法 第2条（略）</p> <p>11 この法律において「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいい、「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいう。</p>
------	---

審査基準	
------	--

標準処理 期間	標準処理期間	標準処理期間の内訳			備 考
		受 付	処 理		
	日	機 関 期 間	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課 日	